

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 1 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料及び平成 6 年 12 月の付加保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 57 年 6 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月  
⑤ 昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月まで  
⑥ 昭和 62 年 4 月から平成 5 年 3 月まで  
⑦ 平成 6 年 12 月

申立期間は口座振替により、定額保険料と付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②、④、⑥及び⑦については付加保険料が未納とされているほか、申立期間③及び⑤については定額保険料及び付加保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤については、11 か月と比較的短期間であり、その前後の期間は定額保険料が納付済みとされているほか、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの定額保険料は、61 年 4 月 8 日に過年度納付され、申立人の妻の記録も同日に定額保険料が過年度納付されていることが確認できることから、当時、申立人及びその妻は一緒に定額保険料を納付していたものと推認できるところ、当該期間について、申立人の妻の定額保険料が納付されており、申立人についても定額保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 申立期間⑦については、1 か月と短期間であり、その前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みとされている。

また、戸籍の附票により、申立人は、平成 6 年 12 月 \* 日に A 市から B 町

(現在は、A市)へ転居していることが確認できるところ、転居後の同町の国民年金被保険者記録カードの「資格取得・種別変更」欄には、「H5.4.1㊤加入」と記載されており、付加年金を辞退した形跡も見当たらないことから、当該期間は付加年金に継続して加入していたものと推認できる。

さらに、当該期間の定額保険料は、平成7年1月13日に納付されており、この時点では当該期間の付加保険料を納付することは可能である上、A市は、「平成6年12月\*日転入となっていることから、12月の国民年金保険料は口座振替の手続が間に合わず、納付書で納めていただいたのではないと思われる。」と回答していることから、当時、付加年金加入状況を把握していたB町は、当該期間の保険料について、付加保険料を含む納付書を発行し、申立人は、当該納付書により、付加保険料を含む保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 3 申立期間①、②、③、④及び⑥については、申立人は口座振替により定額保険料と併せて付加保険料も納付したとしているが、申立人は、付加年金の加入手続の時期などの記憶が明確ではない上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の口座振替が開始されたのは、平成元年11月とされているほか、同名簿では申立人の付加年金加入申出は5年4月1日とされている。

また、定額保険料が納付済みとされている申立期間①、②、④の各期間、及び⑥のうち昭和62年4月、63年4月から同年9月までの期間、平成元年4月から同年7月までの期間及び2年4月から5年3月までの期間については、C町(現在は、A市)の国民年金被保険者カード及びB町の国民年金被保険者記録カードには「定額」又は「定額納入済」と記載されており、これはオンライン記録と一致していることから、納付記録に不自然さは見られない。

さらに、申立期間⑥のうち、昭和62年5月から63年3月までの期間、同年10月から平成元年3月までの期間、及び同年8月から2年3月までの期間については、オンライン記録では、保険料全額免除とされていた期間が、8年から9年にかけて追納により保険料納付済みとされているところ、当該期間について付加保険料は制度上納付することができない上、4年9月から5年3月までの期間については、申立人が提出した預金取引明細書により、各月に引き落とされた保険料は定額保険料のみであったことが確認できる。

加えて、申立期間③については、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも未納とされており、当該期間は申立人の妻も未納とされている。

- 4 このほか、申立期間①、②、④及び⑥について付加保険料を、申立期間

③について定額保険料及び付加保険料を、それぞれ納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤については定額保険料を、申立期間⑦については付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年11月まで  
市役所又は社会保険事務所(当時)から連絡があり、夫が昭和49年8月頃に夫の勤務先近くの市の出先機関で国民年金の加入手続をして、まとめて国民年金保険料を納付した。  
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は、自分が勤めていた会社の近くの市の出先機関で手続をしたとしているものの、加入手続の場所、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について明確に覚えていない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和50年12月頃に払い出されたと推認されるほか、これより前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を同年12月15日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人が所持している申立人の年金手帳に記載されている資格取得日とも一致しており、この資格取得日を基準とすると、申立期間は未加入期間となる上、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は任意加入対象者となることから、当該期間については遡って資格取得することはできなかったとみられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認

できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。